

認定証再交付手続き

標準処理期間
14日

認定証を
亡失・滅失したとき

速やかに主たる営業所の所在地を管轄
する公安委員会（警察署）に提出する

※ 平成30年4月1日から
申請手数料が
1,900円⇒1,700円
に引き下げられました。

認定証再交付申請書
群馬県証紙(1,700円)を貼付

※ 認定証の再交付は、有料です。



申請に必要な添付書類は
ありません

自動車運転代行業を営もうとする者は、
利用者が、自動車運転代行業を営んでいる者
が認定を受けている旨を知ることができるよう、
営業の本拠である主たる営業所に認定証を掲
示しなければなりません。

(代行業法第6条に規定)



※ 認定証再交付申請書は、トップメニューの書式のダウンロードから

問い合わせ先

- ・ 群馬県警察本部交通部交通企画課 027-243-0110 (内線5034)
- ・ 各警察署交通課

運転代行業を廃止したとき、認定が取り消されたとき等は、認定証を返納して下さい。